

福岡市廃棄物受入基準及び期間を定めた
受入拒否処分等に関する要綱

令和5年4月1日

福岡市環境局

福岡市廃棄物受入基準及び期間を定めた受入拒否処分等に関する要綱

平成 26 年 12 月 24 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第 22 条第 1 項及び第 26 条第 1 項に規定する受入基準に関して必要な事項（以下「受入基準に関する事項」という。）を定めるとともに、条例第 19 条第 2 項及び第 25 条第 1 項に基づき市長に廃棄物の搬入を申し出て、市長の指定する処理施設（以下「処理施設」という。）に運搬し、又は他人に委託して運搬させ、その処分を受けようとする者が受入基準に違反して処理施設に廃棄物を搬入した際の指導及び条例第 22 条第 2 項及び第 26 条第 2 項に基づく処分について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条例及び福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不適物 受入基準（次条に規定する受入基準に関する事項を含む。以下同じ。）に適合しないものをいう。
- (2) 搬入 廃棄物の処分を受けるために処理施設に運び入れ、又は他人に委託して運び入れることをいう。
- (3) 勧告 不適物を搬入し処理施設における指導を受けた者に対する書面による指導をいう。
- (4) 期間を定めた受入拒否処分 不適物を搬入し勧告を受けた者に対する条例第 22 条第 2 項及び第 26 条第 2 項に基づく期間を定めた受入拒否処分をいう。
- (5) 搬入物検査 搬入された廃棄物に不適物が混入していないことを確認するために処理施設の職員（以下「職員」という。）が行う当該廃棄物の検査をいう。

(受入基準に関する事項)

第 3 条 規則第 10 条第 2 項及び第 14 条第 2 項に基づき、受入基準に関する事項を、次のとおり定める。

- (1) 廃棄物の受入れに関する基本的事項は、規則第 10 条第 1 項各号及び同第 14 条第 1 項各号並びに別表第 1 に定めるもののほか、次に掲げるとおり。

ア 本市の区域外で発生した廃棄物を搬入しないこと（本項第 2 号に基づく搬入を除く。）。

イ 市長の指定する以外の処理施設に搬入しないこと。

ウ 搬入物検査及び検査のために必要な指示に従うこと。

- エ 申し出を行っていない廃棄物を処理施設へ搬入しないこと。
- オ 廃棄物の荷下ろし作業等の安全確保のための職員の指示に従うこと。
- カ その他、搬入に当たっては職員の指示に従うこと。

(2) 地方自治法第252条の14の規定により本市が廃棄物の処分を受託した自治体の廃棄物の受入れに関する事項については、別表第2のとおり。

(3) 廃棄物の種類別の廃棄物の受入れに関する事項については、別表第3のとおり。

(4) 処理施設への搬入を禁止する廃棄物については、別表第4のとおり。

(処理施設における指導)

第4条 処理施設の長は、廃棄物を搬入した者が前条に掲げる受入基準に関する事項に反すると認めるときは、当該不適物の除去、持ち帰り等必要な指示を行うことができる。

(搬入量指導)

第4条の2 市長は、廃棄物を搬入した者が別表第1に定める施設ごとの1日当たりのごみの総搬入量を超過した場合は、搬入量の是正等必要な指導を行うことができる。

(勧告の内容と基準)

第5条 市長は、受入基準に適合しない廃棄物を処理施設に搬入した者が、第4条及び前条の指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。

(勧告の手続)

第6条 市長は、前条の勧告を行うに当たっては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により事実確認を行う。

(1) 第4条の指導に従わないとき 次に掲げるもの

イ 不適物を搬入した者に対する搬入物検査確認書(様式第1号)

ロ 不適物及び積載車両の写真

(2) 第4条の2の指導に従わないとき 搬入量を超過して搬入した者の搬入データ等を記した書面

2 前項第1号に定める搬入物検査確認書による事実確認を行う場合、職員は不適物を搬入した者に対し署名を求めるものとする。

3 前条に定める勧告は、適正搬入勧告書(様式第2号)を郵送することをもって行う。

(期間を定めた受入拒否処分の内容と基準)

第7条 市長は、第5条に基づく勧告を受けた者に対しては、さらに別表第5に定める区分に応じ、すべての処理施設において、期間を定めた受入拒否処分を行うことができる。

(期間を定めた受入拒否処分の手続)

第8条 第6条第1項及び第2項の規定は、前条の処分を行う場合の事実確認の方法について準用する。

2 前条に定める期間を定めた受入拒否処分を行うに当たっては、次のとおり弁明の機会を付与するものとする。

(1) 弁明の通知は、弁明の機会の付与の通知書(様式第3号)をもって行う。

(2) 前号により通知を受けた弁明の機会の付与について、代理人を選任する場合に

は、前号の通知を受けた者（以下「当該者」という。）は、代理人選任届出（兼資格証明）書（様式第4号）を提出するものとする。

(3) 第1号の通知の後、30日以内に、当該者は弁明書（様式第5号）及び証拠書類をもって弁明を行うことができる。

3 市長は、前条に定める期間を定めた受入拒否処分を行う場合は、受入拒否処分通知書（様式第6号）を郵送することをもって行う。

4 前条に定める期間を定めた受入拒否処分は、前項の通知を受け取った日の翌日から実施するものとする。

(審議会)

第9条 市長は、第7条に定める期間を定めた受入拒否処分を行うに当たっては、前条第1項及び第2項に定める手続きの後、受入基準違反者に対する処分審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

2 審議会に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、処理施設における廃棄物の受入れ等に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱の第1条から第4条まで及び第10条の規定は、平成27年4月1日から施行し、第5条から第9条までの規定は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和4年6月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和4年11月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

令和5年度

別表第1（第3条関係）

受入に関する基本的条件

※福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者については、「別表第1」の搬入量に関する項目を適用しない。

1 工場（処理ごみ）可燃物

処理概要	基本的受入条件	搬入条件
<p>（東部工場） 火格子式焼却炉にて焼却する。 家具等の破碎を目的とするせん断式 破碎機を併設しない。</p> <p>（西部工場、臨海工場） 火格子式焼却炉にて焼却する。 家具等の破碎を目的とするせん断式 破碎機を併設する。</p> <p>※西部工場及び臨海工場は、混雑 緩和等のため搬入台数を制限してい る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃物。 ・廃棄物の長辺寸法は次のとおりと する。 東部工場：1 m以内 西部工場：2 m以内 臨海工場：2 m以内 ・焼却能力によるカロリー制限の 為、紙より高カロリーの廃棄物 （樹脂類）については、1日の最 大搬入量は0.3トンとする。 	<p>① 結束されている廃棄物やダンボール箱に詰め て梱包された廃棄物は、開梱して搬入するこ と。なお、梱包に使ったダンボール箱等、リサ イクル可能な物は持ち帰り、リサイクルに回す こと。</p> <p>② 1法人（者）の1日当たりのごみの総搬入量 は、種類の異なるごみを搬入する場合、1日に 複数回搬入する場合及び複数の工場へ搬入す る場合を含め、8トン以下とする。</p> <p>③ 1回当たりの搬入量は4トンを限度とする。</p>

2 資源化センター（処理ごみ）不燃物 ※金属を有する不燃物

処理概要	基本的受入条件	搬入条件
<p>回転式破碎機で破碎、振動篩または 回転篩で選別する。</p> <p>※西部資源化センターは、混雑緩和 等のため搬入台数を制限している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金属製の物または破碎・選別をし ない いと分離困難な可燃不燃混合物。 ・破碎機の破碎能力から、厚さ 3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以 上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプ リングを含まない物で、ワイヤー 等回転体に巻き付かない物及び鉄 筋等鋭利なものでコンベアーベル トを損傷する恐れのないものとす る。 ・破碎機の投入口の寸法から、廃棄 物の長辺寸法は2 m以内とする。 	<p>① 1法人（者）の1日当たりのごみの総搬入量 は、種類の異なるごみを搬入する場合、1日に 複数回搬入する場合及び複数の資源化センター へ搬入する場合を含め、2トン以下とする。</p> <p>② 事業活動に伴って生じた廃鋼材については、 再資源回収業者か産業廃棄物処理業者での処理 を原則とする。</p> <p>③ 梱包に使ったダンボール箱等、リサイクル可 能な物は持ち帰り、リサイクルに回すこと。</p>

3 埋立場（処理ごみ）不燃物

処理概要	基本的受入条件	搬入条件
<p>管理型埋立場</p> <p>浸出水については、生物的及び物理 化学的処理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理施設で減量・減容・資源 化の対象とならないごみ及び中間 処理施設で処理不可能なごみの内 「別表第3 廃棄物の種類別受入に 関する事項」で指定した廃棄物。 ・埋立の工法並びに遮水シート保護 のため、廃棄物の長辺寸法は2 m 以内とする。 ・堅固な廃棄物（ポンプ・モーター コンプレッサー等）は、コンパク ターの底の乗り上げを防ぐため、 長辺寸法50cm以内とする。 	<p>① 1法人（者）の1日当たりのごみの総搬入量 は、種類の異なるごみを搬入する場合、1日に 複数回搬入する場合及び複数の埋立場へ搬入す る場合を含め、8トン以下とする。</p> <p>② 梱包に使った可燃物は、工場へ搬入する。た だし、梱包に使ったダンボール箱等、リサイク ル可能な物は持ち帰り、リサイクルに回すこ と。</p>

※緑のリサイクルセンターは平成31年2月末に閉鎖。

生木、剪定枝及び枯れ木は民間のせん定枝等再資源化施設での受け入れ（別紙資料参照）

4 共通事項

<p>(1) 受付時間</p>	<p>臨海工場</p>	<p>午前9時30分から 午後3時30分まで (12月31日は午後3時まで)</p>
	<p>東部工場、東部資源化センター、 東部埋立場、西部工場、西部資源化 センター、西部埋立場</p>	<p>午前8時30分から午後4時まで (12月31日は午後3時まで)</p>
<p>(2) 休場日</p>	<p>全施設</p>	<p>日曜日及び1月1日から1月3日まで (12月29日～31日に日曜日を含む場合は、日 曜も開場)</p> <p>※各工場及び資源化センターは、上記以外 に点検・修繕等による運転停止期間あり</p>
<p>(3) 施設別の搬入条件</p>	<p>1. 東部工場 ・ごみの長さ1m以下までとすること。</p> <p>2. 西部工場 ・10トン車で搬入する場合は、ごみの高さは1m以下までとすること。 10トン車で搬入する場合は、1mを超えるものの搬入は不可。 ・車両が10mを超える場合は搬入不可。 ・アームロール（フックロール）タイプの車両で搬入する場合、装着する コンテナは、4トン10m³以下（内高1.5m以下）とすること。 ・ダンプ車で搬入し、ダンプにて投棄する場合は、ごみの高さは1.5m 以下とすること。</p>	
<p>(4) 搬入時の注意・禁止事項</p>	<p>1. 複数施設に搬入する場合は事前に分別を行っておくこと。 施設内での分別作業は禁止する。</p> <p>2. トラック等で荷台に覆いの無い車両で搬入する場合は、運搬中に ごみ等が飛散及び落下することがないように、荷台にシートをかけて 搬入すること。</p> <p>3. 徒歩及び軽車両（自転車・リヤカーなど）、原動機付き自転車、自動 二輪車での搬入は禁止する。</p> <p>4. 2トン以上の車両で搬入する場合は、2名以上で搬入すること。</p> <p>5. 搬入車両は車止めから2m以上手前の位置（以下「停止ライン」とい う。）より前で停止し、安全な作業スペースを確保すること。また、 転落の危険性があるため、車止めの上には絶対上らないこと。</p> <p>6. ごみの荷解き、荷降ろし、ごみピットまたはダンピングボックスへの 投入等は搬入者自ら行うこと。</p> <p>7. アオリ・コンパネなどを外す際は、停止ラインより奥（投入扉側）で 作業を行わないこと。</p> <p>8. レンタカーなど不慣れな車両で搬入する場合、扉の開閉時や荷下ろし 時に事故等の危険性が高まるため、十分に注意すること。</p> <p>9. ごみピットまたはダンピングボックスへの転落防止のため、墜落制止 用器具（安全带）を必ず着用すること。</p> <p>10. フレコンバッグに搬入物を入れて搬入する場合は、フレコンバッグを 必ず開封及び破袋のうえ、積み下ろし投入すること。ただし、飛散する 廃棄物（グラスウール等）を搬入する場合や職員が開封・破袋は 好ましくないと判断した場合を除く。</p>	

<p>(5) 家庭系廃棄物について</p>	<p>1. 家庭系廃棄物は、事業者による搬入が疑われる車両による搬入は不可。</p> <p>【搬入不可の対象となる主な車両】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラック・ダンプ車（軽トラック・軽ダンプは搬入可） ・パッカー車 ・ハコ車（幌車や、パネル等で囲われた荷室を備えた車） ・社名ロゴ入りの車両 ・黒ナンバー（黒地に黄色文字が使用されたナンバー）の車両 <p>※福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者を除く</p>
<p>(6) 産業廃棄物について</p>	<p>1. 産業廃棄物の搬入時は、複数の予約番号の廃棄物をあわせて搬入してはならない。</p> <p>2. 産業廃棄物の搬入時は、下記書類を携行すること。</p> <p>① 排出事業者が自分で搬入する場合</p> <p>次の事項を記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名または名称及び住所 ・運搬する産業廃棄物の種類、数量 ・運搬する産業廃棄物を積載した日 ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先 ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先 <p>② 産業廃棄物処理業者が委託を受けて搬入する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物管理票（マニフェスト） ・産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

受託自治体の自己搬入ごみ受入に関する事項

	施設名	条 件 ・ 備 考
久 山 町	工場 資源化センター	1 久山町役場が発行した証明書の提出が必要。 2 自己搬入ごみ事前受付センターへ事前に電話で申し込みを行い、 ごみ処理手数料を支払う。 ごみ処理手数料の取り扱いは福岡市民と同様とする。
	埋立場	問い合わせ先 久山町 町民生活課 代表 976-1111

廃棄物の種類別受入に関する事項

ただし、福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者については、「別表第3」の受入数量に関する項目を適用しない

区分	A 木・竹くず類(1/2)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 工場へ搬入する物はガラス、金属等の不燃性のものを除去すること 「事業者による搬入は不可」としている品目であっても、民間の木くず再資源化施設で受入れ不可の場合は搬入を認めることがある 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている品目についても原則受入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
木製家具類	タンス、テーブル、机、キャビネット、本棚、サイドボード、食器棚、椅子、ベッド(木枠のみ)	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること 金属、ガラス、鏡を取り除くこと(釘、取手程度は除去不要)	工場1トン
木製建具		臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること ガラスを除去すること	工場1トン
生木・剪定樹木・枯れ木(亜熱帯植物、毒性のある樹木、を除く)			搬入禁止 民間のせん定枝等再資源化施設を利用すること	
亜熱帯植物	シロ・ソテツ	(直径25cm以下のもの) 臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	産業廃棄物は搬入不可	工場2トン
		(直径25cmを超えるもの) 2m以下		埋立場2トン かつ4m ³
毒性のある樹木	夾竹桃(キョウチクトウ)	(直径25cm以下のもの) 臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	産業廃棄物は搬入不可	工場2トン
		(直径25cmを超えるもの) 2m以下		埋立場2トン かつ4m ³
竹		臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること 土砂等を除去すること	工場1トン
草・わら・つる・落ち葉	草・生花・芝生・竹の葉・ダンチク(暖竹:イネ科の多年草)	臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	土砂等を除去すること。草については、木くずと混載の場合は原則として民間の再資源化施設を利用すること	工場2トン
芝生(土砂が付着し除去できないもの)		1m以下×1m以下	原則として土砂を除去し、工場に搬入すること 埋立場への搬入は、土砂が除去できない場合に限る	埋立場2トン かつ4m ³
根株	亜熱帯植物以外	1m以下×直径1m以下	事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること。埋立場に搬入する場合は、根株に付属する幹部の最大の長さは20cm以内とし、極力根株のみとする	埋立場1トン かつ2m ³
	亜熱帯植物		産業廃棄物は搬入不可	

区分	A 木・竹くず類(2/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 工場へ搬入する物はガラス、金属等の不燃性のものを除去すること 「事業者による搬入は不可」としている品目であっても、民間の木くず再資源化施設で受入れ不可の場合は搬入を認めることがある 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている品目についても原則受入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
廃木材	角材、板材、パレット、家屋解体くず、型枠材、コンパネ、枕木、木杭、丸太、木製電柱、ウッドデッキ、看板、すのこ、ホート、ヨット、浴槽	(直径(厚み)25cm以下のもの) 臨海工場、西部工場2m以下×1m以下 東部工場 1m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること。土砂、金具等を除去すること	工場1トン
		(直径(厚み)25cmを超えるもの及び不燃性のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること。土砂、金具等を除去すること	埋立場1トン かつ2m ³
木粉			産業廃棄物は搬入不可 可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場500kg
生活雑貨類	よしず、すだれ、木製おもちゃ、木製ギター、籐製品	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	産業廃棄物は搬入不可 金具を取り外すこと	工場100kg

区分	B 紙くず類	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 原則、禁忌品で(古紙回収に適さないもの)についてのみ受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
紙類	感熱紙、感圧紙、油紙、汚れた紙、においのついた紙、コーティングされた紙などでリサイクルできないもの	原則、禁忌品(再資源化に適さない材質のもの)のみ受け入れる。リサイクル可能な紙は、機密書類であっても搬入禁止		工場4トン
壁紙類	壁紙	臨海工場、西部工場 2m以下×直径25cm以下 東部工場 1m以下×直径25cm以下	家庭から出るリサイクル可能な紙については、区役所等の資源物回収ボックスや、地域回収拠点、地域集団回収を利用 事業所から出るリサイクル可能な紙については、民間の古紙回収業者または福岡市リサイクルベースを利用	工場8トン (ただし、1回あたり4トン)

区分	C 繊維くず類	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
カーペット (じゅうたん)	ホットカーペット(コードは除く)、じゅうたん、籐のカーペット	1m以下×1m以下の大きさに折りたたみ、可燃性の紐で広がらないよう結ぶこと	ホットカーペットについてはコードを除去すること コードの搬入は、区分H参照のこと	工場2トン
布・繊維くず	カーテン、モップ、布製かばん	臨海工場、西部工場 2m以下×2m以下 東部工場 1m以下×1m以下	飛散しやすい形状の場合は、可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場1トン
布団・毛布			電気毛布についてはコードを除去すること。コードの搬入は、区分H参照	工場1トン
畳		1m以下×1m以下	半畳以下の大きさに切断すること	工場50畳 (切断した状態で100枚)
本革	ベルト・本革靴		合成皮革のものを除く 合成皮革は区分E参照	工場1トン
マットレス・ソファー・ベッド類 (スプリングのないもの)		臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下		工場2トン
マットレス・ソファー・ベッド類 (スプリングの有るもの)		2m以下	マットレス一体型のベッドは事業者による搬入は不可 パッカー車での搬入は禁止 分割されたものは、形状から明らかに一体物と判断できた場合のみ、1組(1枚・1個)とみなす	資源化センター マットレス2枚 ソファー2個

区分	D 厨芥・動植物性残さ類		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 臭気を発しないようにすること	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
固形食品類	肉・野菜・菓子・ラーメン・果実・おから・骨・卵・卵の殻・缶詰及び瓶詰めの中身、アイスクリーム		可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)。食料品、医薬品、香料製造業から生じるものは搬入禁止	工場2トン
魚介類			水切りを十分に行い、可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下) 食料品、医薬品、香料製造業から生じるものは搬入禁止	工場300kg
種・苗			土砂等を除去すること 可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場2トン
ペットフード			可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場2トン
海藻・藻類			土砂等を除去すること 水切りを十分に行うこと 食料品、医薬品、香料製造業から生じるものは搬入禁止	工場2トン
ペースト状食品類	ソース・マーガリン・ヨーグルト・バター・ケチャップ・マヨネーズ	(プラスチック製容器入り及び容器内部がアルミコーティングされているもの)	液状及び米ぬかの場合、事業者による搬入は不可 可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場300kg
		(上記以外)	液状及び米ぬかの場合、事業者による搬入は不可 可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場1トン
粉末食品	砂糖・小麦粉・米ぬか(乾燥したもの)		米ぬかの場合、事業者による搬入は不可 可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場1トン
配合飼料			可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場1トン
食用油			事業者による搬入は不可。ウエス、紙類に含ませること(液状のままのものは搬入禁止)	工場300kg

区分	E 廃プラスチック類(1/2)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 工場へ搬入する物はガラス、金属等の不燃性のものを除去すること	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
ネット・シート状のもの、ロール状のもの	漁網・人工芝・ビニールシート・ビニール壁紙	臨海工場、西部工場 3m以下×3m以下 ロール持込みの場合 2m以下×直径25cm以下 東部工場 3m以下×3m以下 ロール持込みの場合 1m以下×直径25cm以下	ワイヤー付は搬入禁止 東部工場へ搬入する際は、1m以下×1m以下に折りたたみ(ロール持ち込みの場合を除く)、可燃性の紐で広がらないよう結ぶこと	工場300kg
防火シート、耐火シート、防災シート		2m以下×2m以下	ロール状にし、結束すること	埋立場1トン かつ2m ³
家具・建具	衣装ケース(衣装箱) ウォーターベッド	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	ウォーターベッドは水を除去する	工場300kg
看板・プラント		臨海工場、西部工場 2m以下×1.5m以下 東部工場 1m以下×1m以下		工場300kg
電線被覆類		臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	被覆のみ	工場300kg
大型ホース類	高圧ホース	(鋼線のないもの) 臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下 (鋼線の有るもの) 2m以下×直径25cm以下	金具は除去すること	工場300kg 埋立場1トン かつ2m ³
塩ビパイプ等		臨海工場、西部工場 2m以下×直径15cm以下 東部工場 1m以下×直径15cm以下		工場300kg
記憶媒体	フィルム・ビデオテープ・カセットテープ・レコード・レーザーディスク・FD・CD・MO・MD・DVD			工場300kg
板状のもの	サイディング(断熱性壁材)・アクリルボード	臨海工場、西部工場 2m以下×2m以下 東部工場 1m以下×1m以下	可燃性のも	工場300kg
クーリングタワー		臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.25m以下	可燃性のも(樹脂製) 金属類は分離し、資源化センターへ搬入する	工場300kg
車のバンパー(プラスチック製のもの)		臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	金具を除去すること	工場50kg (5個)
車のバンパー(FRP製のもの)		2m以下	金具を除去すること	埋立場 50kg (5個)
トナーカートリッジ(インクカートリッジを含む)			メーカー、販売店回収(リサイクル)を原則とする。リサイクルできないものは工場で受入	工場10個

区分	E 廃プラスチック類(2/2)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 工場へ搬入する物はガラス、金属等の不燃性のものを除去すること	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
使い捨てライター			中身を使い切る。もしくはガスを抜くこと。職員へ手渡すこと	工場20本
雑貨類	装飾品・食器・壺・本立・ホリバケツ・ヘルメット・ゴム靴・スキー靴、合成皮革製品	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	バンダー、ファイル等の金属部分を取り除くこと	工場300kg
ガラス繊維(グラスファイバー)、FRP製品	スキー板、サーフィンボード、スノーボード、タンク、ケーリングタワー用部材、釣り竿、パラホラアンテナ	2m以下×1m以下	パラホラアンテナについてはコード類を除去し、2m以下に切断すること	埋立場1トン かつ2m ³
ボート類(グラスファイバー、FRP製)		リサイクルを原則とする (社)日本マリン事業協会 TEL03-5542-1202 FAX03-5542-1206 ホームページ: http://www.marine-jbia.or.jp/	リサイクルできないもののみ受入 2m以下×1m以下	埋立場1トン かつ2m ³
その他プラスチック類	波状板、オイルフェンス、発泡スチロール、ボート、釣り竿、パレット、すだれ	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	ガラス繊維が入っていないもの ガラス繊維入りのものは、廃棄物の種類「ガラス繊維(グラスファイバー)、FRP製品」を参照	工場300kg

区分	F 金属くず類(1/3)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
スプレー缶類	カートリッジボンベ、塗料用スプレー缶		ガス抜きキャップ等で中身を出し切ること ガス抜きキャップがないものは、噴射口を下にして地面に押し付けるなどして中身を出し切ること	資源化センター 50kg
シャッター、フラインク類		2m以下×1.5m以下	事業者による搬入は不可 頑丈なシャッター(重量シャッター)は分解して搬入すること	資源化センター 2枚
流し台、浴槽(ステンレス製)		2m以下×1.5m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 1台
銅管	冷媒配管	2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場10kg
暖房器具(オイルヒーターを除く)	ストーブ、ファンヒーター	家庭用のもの	事業者による搬入は不可 燃料を使い切ること コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 2個
トレーニング機器(健康器具)	ルームランナー、ランニングマシン、サイクリングマシン、ぶら下がり健康器具、電動マッサージ器、あんま機	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること 電池を取り除くこと。電池の搬入は、区分Nを参照	資源化センター 2個
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個

区分	F 金属くず類(2/3)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
電工ドラム			コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 100kg
金庫		(耐火性のもの) 50cm以下×50cm以下×50cm以下	事業者による搬入は不可 扉を分離すること。分離できない場合は、扉が閉まらないよう手当てすること。中を空にしておくこと	埋立場1個
		(非耐火性のもの) 1m以下×1m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 開放した状態とし、中を空にしておくこと	資源化センター 2個
建具	カーテンレール	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可 窓枠、開き戸などのガラスは除去すること。搬入については区分Kを参照すること	資源化センター 2個
		(上記以外のもの。断熱材が除去できないもの)	事業者による搬入は不可	埋立場2個
小型調理器	ポット・卓上一口コンロ		コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 2個
湯沸器・調理器	ガスレンジ・ガスコンロ・ガステーブル・IHクッキングヒーター・瞬間湯沸器・風呂釜・オーブンレンジ、電子レンジ	家庭用で圧力容器を含まないもの 厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 1個
電気盤、通信機器盤		2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 1個
照明器具		厚み3.2mm以上の鉄板、補強材を含まないもの	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること。ランプ、ガラスは分離除去すること。搬入については区分Kを参照すること	資源化センター 2個
自転車・一輪車	自転車、一輪車(乗用及び荷運搬用)、三輪車		事業者による搬入は不可 パッカー車で搬入禁止	資源化センター 2台
リヤカー	台車		事業者による搬入は不可	資源化センター 1台
車椅子			事業者による搬入は不可 パッカー車で搬入禁止	資源化センター 1台
金属製家具類	机、ロッカー、キャビネット、椅子、ガーデンパラソル	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 2個
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個
使用後のペール缶、一斗缶	塗料用金属容器	洗浄等により、内容物を除去し、爆発、火災等の危険性がないもの有機物の付着がないもの	事業者による搬入は不可 必ず蓋を開放すること	資源化センター 100kg
		塗料等が付着し固着しており、容易に分離不可能なもの。有機物等の付着があるもの	事業者による搬入は不可 必ず蓋を開放すること	埋立場100kg かつ0.05m ³
車のバンパー(金属製)		2m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 1個
生活雑貨類	食品・飲料・洗剤の空き容器、装飾品類、食器、壺、本立て、傘等小型のもの	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの)2m以下×1m以下×0.7m以下	産業廃棄物は搬入不可 ガラス等は除去すること	資源化センター 100kg
		(上記以外のもの) 2m以下	産業廃棄物は搬入不可	埋立場100kg かつ0.05m ³

区分	F 金属くず類(3/3)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
機器類	ポンプ、コンプレッサー	一辺の最大長さ50cm以下 内蔵の油等が除去されたもの	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること	埋立場 2個
ワイヤー状、コード状、チェーン状、フェンス状、網状のもの	バンド、帯鉄、ワイヤー、番線、針金、フェンス、束線、スプリング、針金ハンガー、チェーン、タイヤチェーン、ワイヤー入り提灯、金属製の網	2m以下	事業者による搬入は不可 巻いた状態のものは搬入禁止 2m以下の長さに切断すること	埋立場100kg かつ0.05m ³
ポイラー(灯油・ガス用)・金属製灯油タンク		家庭用のもの	事業者による搬入は不可 灯油、ガス等が残っているものは搬入禁止	埋立場1個
ドラム缶			事業者による搬入は不可 天板を取り除くこと	埋立場1個
支柱・パイプ類	アンテナ、車庫支柱、ビニールハウス(家庭菜園に限る)用パイプ	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1.5m以下	事業者による搬入は不可 農業用ビニールハウス用パイプについては、搬入禁止	資源化センター 100kg
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可 農業用ビニールハウス用パイプについては、搬入禁止	埋立場100kg かつ0.05m ³
釣り用おもり(鉛製)			一般家庭(釣り)用のみ受入 事業者による搬入は不可	埋立場10個
オイルヒーター		1.8m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 器具の内蔵オイル等も取り除いたもの コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 2個
鋭利なもの	包丁、工具の刃、釘、針		厚手の紙等に包み職員に手渡すこと	資源化センター 10kg
その他の金属類	ミシン、ブリキ、バネ、タイプライター、パラホラアンテナ、スケートボード、パチンコ玉	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1.5m以下	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること ※タイプライターの鉛文字は搬入禁止 ※パチンコ玉は箱に入れ職員に手渡すこと	資源化センター 100kg
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること ※タイプライターの鉛文字は搬入禁止	埋立場100kg かつ0.05m ³

区分	G 金属及び木質系複合物	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
看板		(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの)2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 2個
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個
楽器類	オルガン、ドラム、電子ピアノ	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含まないもの)1.5m以下×1m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 2トン
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個
	ピアノ	別表第4の2参照	搬入禁止	-
家具類	卓球台	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの)2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 5個
		(上記以外)2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個

区分	H 金属及び プラスチック複合物(1/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
トランス(PCB入り を除く)		油入りでないもの 20cm以下×20cm以下×20cm以下	事業者による搬入は不可	埋立場1個
電化製品	掃除機、卓上冷温水器、除湿器冷風機、炊飯器、ホットプレート、電気ポット、トースター、加湿器、空気清浄機、食器洗い乾燥機、食器乾燥機、アイロン、スポンジプレス、扇風機、AED、家庭用ゲーム機、電話機、キックボード(電動式)	特定家庭用機器再商品化法対象機器 (詳細は別表第4の4参照)及び当該対象機器を分解したもの、サンプル品	搬入禁止	-
		(上記以外) 1.5m以下×1m以下	コード類は除去し、2m以下に切断すること 冷温水器、除湿器、冷風機等でコンプレッサーがある機器は、フロンガスの回収及びコンプレッサーを除去すること(コンプレッサーの除去は事業系廃棄物のみ)。第一種特定製品はフロン回収時の引取証明書(写し)が必要。モーター、バッテリーは除去すること。モーターの搬入は「F 金属くず類」の機器類参照 充電式電池、バッテリーは搬入禁止(詳細は別表第4参照) 金属部分が大半の場合、厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含む場合は、事業者による搬入は不可	資源化センター 2トン
冷蔵庫 冷凍庫 ワインセラー		特定家庭用機器再商品化法対象機器 (詳細は別表第4の4参照)及び当該対象機器を分解したもの、サンプル品	搬入禁止	-
		(上記以外) 1.8m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 フロンガスを回収し、コンプレッサー、厚み3.2mm以上の鉄板、補強材が取り外されているもの。コード類は除去し、2m以下に切断すること 第一種特定製品はフロン回収時の引取証明書(写し)が必要	資源化センター 2台
洗浄便座 暖房便座		コード類は除去し、2m以下に切断すること	洗浄(清掃)したうえで搬入すること	資源化センター 300kg
コピー機類	ワープロ、プリンター、ファクシミリ、コピー	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 1m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること 充電式電池、インクパッド、トナーは搬入禁止のため除去すること(詳細は別表第4参照)	資源化センター 1トン
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること 充電式電池、インクパッド、トナーは搬入禁止のため除去すること(詳細は別表第4参照)	埋立場1台
音響、映像機器	ラジオ、ラジオカセ、ビデオデッキ、アンプ、ステレオ、ステレオセット、スピーカー、DVDプレイヤー	1.5m以下×1m以下	コード類は除去し、2m以下に切断すること。充電式電池は除去すること。充電式電池は搬入禁止(詳細は別表第4の1「バッテリー(蓄電池)」参照) 厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含むもの、金属部分が大半のものは、事業者による搬入は不可	資源化センター 2トン

区分	H 金属及び プラスチック複合物(2/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる。		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
パソコン	パソコン	別表第4の1参照	搬入禁止	-
小型電子機器	マウス・キーボード・ドライヤー、ガス漏れ感知器、家庭用ゲーム機	1.5m以下×1m以下	家庭から排出される小型電子機器(25cm×8.5cmの投入口に入るもの)は、原則として区役所等に設置している使用済み小型家電回収ボックスを利用すること(電池・バッテリーは除去) 資源化センターへ搬入する場合は、コード類を除去し2m以下に切断すること、また、充電式電池は除去すること(充電式電池は搬入禁止(詳細は別表第4の1「バッテリー(蓄電池)」参照)	資源化センター 1品目 5個
車の電装品 バイクの電装品		車内の装飾などの交換部品で 金属製及び金属と分離できないもの	金属部分が大半の場合、事業者による搬入は不可	資源化センター 300kg
家具類	パーティション チャイルドシート	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	金属部分が大半の場合、事業者による搬入は不可 ガラス等は除去すること	資源化センター 2個
	アコーディオンカーテン	(上記以外のもの)2m以下	事業者による搬入は不可 ガラス等は除去すること	埋立場2個
電線(ケーブル)・ コード類		長さ2m以下	2m以下に切断すること 大量の場合は結束すること 巻いた状態では搬入禁止	資源化センター または 埋立場2トン
LED照明	電球型LED 蛍光灯型LED		一般家庭において器具本体からLEDの分離が困難な場合は、「F 金属くず類」の「照明器具」として搬入すること	資源化センター 10kg (30個)
楽器類	エレキギター、 エレキギター、 キーボード、電子ピアノ	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含まないもの)1.5m以下×1m以下	コード類は除去し、2m以下に切断すること 金属部分が大半の場合、事業者による搬入は不可	資源化センター 2トン
		(上記以外)2m以下	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること	埋立場2個
	ピアノ	別表第4の2参照	搬入禁止	-
安定器(PCB入りを除く)		一辺の最大長さ20cm以下 昭和48年以降の製造が確認できるもの	製造年が確認できない場合は、メーカーからのPCBを含有していないことの証明書等を添付すること	埋立場1トン かつ1m ³
業務用ゲーム機	スロットマシン	1.5m以下×1m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 2台
アルミ複合板		2m以下×1m以下	アルミ部分が厚さ0.5mm以上ある場合、事業者による搬入は不可	資源化センター 300kg

区分	I 金属及びガラス複合物	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
浴槽、洗面台(ホーロー製)		不燃性のもの 2m ³ 以下 ※浴槽(木製)は「A木・竹くず類」参照 ※浴槽(ガラス繊維(グラスファイバー)、FRP製)は「Mその他」参照	事業者による搬入は不可	埋立場1個
太陽熱集熱パネル(ソーラーパネル)(温水器用)		2m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 温水器本体、貯湯槽は搬入禁止 ボイラーはF金属くず類を参照すること	埋立場2台
太陽光発電パネル			搬入禁止	

区分	J ガラス及び陶磁器くず類	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
瓶容器		洗浄等により、内容物を除去し、爆発、火災等の危険性がないもの 有機物の付着がないもの	リターナブル瓶は搬入禁止	埋立場1トン かつ1m ³
雑貨類	壺、皿、コップ、置物、鏡			埋立場2トン かつ2m ³
洗面台	陶器製洗面台(洗面器を含む)	2m以下×1m以下×0.7m以下	木製部を除去すること	埋立場2トン かつ2m ³
窓ガラス 開き戸用ガラス			枠からの取り外し不可能なものは外枠(取付枠)も含む	埋立場1トン かつ1m ³
家具・建具 陳列ケース	鏡台の鏡部分	2m以下×1m以下×0.7m以下		埋立場1トン かつ1m ³
碍子(がいし)		1辺の最大長さ50cm以下		埋立場1トン かつ1m ³
蛍光灯			事業者による搬入は不可 家庭から出る蛍光灯は、可能な限り区役所等の資源物回収ボックスや、家電量販店での回収を利用	埋立場3kg (10個)
白熱電球、ハロゲンランプ				埋立場10kg (30個)
ブラウン管類			パソコンのモニター、テレビは搬入禁止	埋立場1台
車の窓ガラス		2m以下×1m以下	ガラス単体のみ受け入れる	埋立場500kg

区分	K 建設廃材		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
セメント・礎石・石材 及びその解体くず	コンクリート塊、ブロック、 岩石レンガ、ALCモルタル、 セメント・石灰・漆喰・珪藻土	固形のもの	40cm以下×直径(厚み)25cm以下 アスベスト含有物は搬入禁止 建設リサイクル法に係る特定建設資材に該当するものは搬入禁止	埋立場8トン かつ4m ³
		粉末状のもの	搬入禁止 ただし、固形化させた廃棄物は上記条件にて受け入れる	-
石膏ボード類	プラスターボード ジプトーン・ラスボード	2m以下×2m以下 ※他のものと混載で搬入する場合は、1日1回限りとし、1回の受入量は全体で100kgかつ0.2m ³ までとする	不燃性のものでアスベスト含有物は搬入禁止 グラスウール、ロックウールを含むもの(岩綿吸音板等)は飛散防止のため袋詰め等を行い搬入すること	埋立場100kg かつ0.2m ³
不燃性サイディング類(金属製を除く)	サイディング(断熱性壁材)・ケイ酸カルシウム板・木毛セメント・スレート	2m以下×2m以下 ※他のものと混載で搬入する場合は、1日1回限りとし、1回の受入量は全体で500kgかつ0.5m ³ までとするただし、石膏ボード混載の場合は1回の受入量は全体で100kgかつ0.2m ³ までとする	不燃性及び難燃性のものでアスベスト含有物は搬入禁止	埋立場 500kg かつ0.5m ³
金属製サイディング		パネ、厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼を含まないもの 2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可 断熱材を取り除くこと	資源化センター 100kg
		(上記以外のもの)2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場100kg かつ0.05m ³
タイル		2m以下×2m以下	不燃性及び難燃性のものでアスベスト含有物は搬入禁止	埋立場8トン かつ8m ³
瓦		2m以下×2m以下	不燃性及び難燃性のものでアスベスト含有物は搬入禁止	埋立場8トン かつ4m ³
コロニアル(屋根材)		2m以下×2m以下	不燃性及び難燃性のものでアスベスト含有物は搬入禁止	埋立場1トン かつ1m ³
コーキング材(シーリング材)			固まったもの 液状・ペースト状等は搬入禁止	埋立場 50kg かつ0.05m ³
屋根等の防水シート材	アスファルトルーフィング	2m以下×2m以下 ※他のものと混載で搬入する場合は、1日1回限りとし、1回の受入量は全体で500kgかつ1m ³ までとする。ただし、石膏ボード混載の場合は1回の受入量は全体で100kgかつ0.2m ³ までとする	アスベスト含有物は搬入禁止 ※可燃性であるが、焼却によりタールが溶け出し火災が発生する原因となるため埋立場で受入	埋立場 500kg かつ1m ³
断熱材	押出し発泡ポリスチレン等の可燃物	可燃性のもので 臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×厚み25cm 東部工場 1m以下×1m以下×厚み25cm		工場300kg
	グラスウール ロックウール	不燃性のもので 配管、ダクト等で保温材で覆ってあって分離が困難なものも含む 2m以下	アスベスト含有物は搬入禁止 飛散防止のため袋詰めをして搬入・投入すること 分離した配管やダクトなどの金属類は搬入不可のため除去すること	埋立場50kg かつ0.05m ³
コンクリート電柱 ヒューム管		2m以下×直径50cm以下		埋立場8トン かつ4m ³
耐火二層管(不燃性の外管部分)		2m以下	アスベスト含有物は搬入禁止	埋立場500kg かつ0.5m ³

区分	Ⅱ 罹災ごみ	表中受入数量は1法人(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設
可燃物		<p>臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下 ×直径(厚み)25cm以下 ※量は半畳以下</p> <p>東部工場 1m以下×1m以下 ×直径(厚み)25cm以下 ※量は半畳以下</p>	<p>火災の場合は完全に消火されていること 西部工場には2トン未満、臨海、東部工場には4トン未満の車両で搬入すること 不燃物の分離及び左記寸法以内になるよう前処理を行うこと 不燃物と可燃物の分離が困難と市が認めるものは、埋立場搬入とする</p> <p>(減免-福岡市民のみ) 現に居住している建物は減免制度あり。詳細は各区生活環境課へ相談ください。減免の場合は、搬入時に各区生活環境課発行の「搬入カード」が必要 なお、工場・資源化センターが同一施設内にあり、それぞれへの搬入物が適正に分別されている状態で同一車両にて搬入することは可 この場合、1台の車両につき1枚の「搬入カード」とする。ただし、混載で埋立場へ搬入する際は、別途同課発行の「搬入カード」が必要 減免の場合、自己搬入の事前申し込みは不要</p>	工場
不燃物		「K建設廃材」等に準じる	<p>火災の場合は完全に消火されていること 可燃物の分離及び各廃棄物の種類毎の寸法以内になるよう前処理を行うこと 混載がやむを得ないと市が認めるものは、埋立場搬入とする</p> <p>(減免-福岡市民のみ) 現に居住している建物は減免制度あり。詳細は各区生活環境課へ相談ください。減免の場合は、搬入時に各区生活環境課発行の「搬入カード」が必要 なお、工場・資源化センターが同一施設内にあり、それぞれへの搬入物が適正に分別されている状態で同一車両にて搬入することは可 この場合、1台の車両につき1枚の「搬入カード」とする。ただし、混載で埋立場へ搬入する際は、別途同課発行の「搬入カード」が必要 減免の場合、自己搬入の事前申し込みは不要</p>	埋立場 資源化センター

区分	M その他(1/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
化粧品及び 化粧容器		容器が可燃性のもの、ゲル状・ペースト状の内容物	液状の内容物はウエス、紙類に含ませること 液状の場合、事業者による搬入は不可	工場300kg
		金属容器のもの	洗浄等により、内容物を除去し、火災等の危険性がないよう処理すること。 容器は開放しておくこと	資源化センター 100kg
		上記以外のもの(ガラス容器など)	内容物を除去し、容器は開放しておくこと	埋立場1トン かつ1m ³
洗剤	粉末・液体・固形	容器が可燃性のもの	液体はウエス、紙類に含ませること 液状の場合、事業者による搬入は不可	工場300kg
ワックス・着火剤	液体・固形	容器が可燃性のもの	液体はウエス、紙類に含ませること 液状の場合、事業者による搬入不可	工場300kg
保冷剤(ゲル状)		容器が可燃性のもの		工場300kg
動物の糞		臭気を発しないようにすること	畜産農業から排出される獣畜、鶏等の糞は搬入禁止 乾燥させ、50kg以下の可燃性容器詰めすること	工場300kg
肥料・堆肥(コンポスト)		臭気を発しないようにすること	可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場300kg
ペットのトイレ砂		可燃物 臭気を発しないようにすること	可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場300kg
		不燃物 臭気を発しないようにすること		埋立場10kg かつ0.03m ³
オイルフィルター		金属を分離したもの	油は洗浄すること	工場5個
		上記により分離した金属及び金属が分離できないもの	油は洗浄すること	資源化センター 5個
燃え殻・炭(特別管理産業廃棄物を除く)	炭	(完全に消火されている可燃物) 臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×直径(厚み)25cm 東部工場 1m以下×1m以下×直径(厚み)25cm	事業者の搬入時は特別管理産業廃棄物に該当しないことが確認できる場合のみ受入	工場4トン
	燃え殻	(完全に消火されている不燃物)	同上	埋立場100kg かつ0.1m ³
神具・仏具類	仏壇・神棚	可燃性のもの	原型をとどめないように処理すること	工場4トン
		不燃性のもの(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの)2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可 原型をとどめないように処理すること	資源化センター 100kg
		不燃性のもの(上記以外のもの)	事業者による搬入は不可 原型をとどめないように処理すること	埋立場 100kg かつ0.05m ³
シカゲル			可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場300kg
焼却灰		福岡市焼却灰受入要綱による 搬入する施設との事前協議による		埋立場100kg かつ0.1m ³
土砂・汚泥	事業者が排出する土砂・汚泥	・含水率70%以下のもの ・有害物(薬品、油、廃液等)を含まないもの	土砂は、原則として民間の残土処分場を利用すること	埋立場6トン かつ3m ³
	家庭から排出される家庭菜園等の土砂	・金属、可燃物、アスファルト等が混入していないもの 上記により判断がつかない場合は、搬入する施設との事前協議による	事業者による搬入は不可	埋立場 500kg かつ0.5m ³

区分	M その他(2/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
石碑・墓石		40cm×直径(厚み)25cm以下	墓石については戒名等を削除し、形体をとどめないようにすること	埋立場2トン かつ1m ³
非感染性廃棄物 (医療機関等※から 排出された非感染性 の廃棄物) 産業廃棄物は搬 入禁止 ※医療機関等:病院、 診療所、衛生検査所、 介護老人保健施設、 介護医療院、助産所、 動物の診療施設、医学・ 歯学・薬学・獣医学に 係る試験研究機関		(可燃物(紙(再利用できないもの)・繊維等)) 臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下 厚み25cm 東部工場 1m以下×1m以下 厚み25cm	禁忌品(再資源化に適さない材質のもの)のみ受け入れる。リサイクル可能な紙は、機密書類であっても搬入禁止 管理責任者発行の非感染性証明詳細リストを施設に持参または事前送付(搬入先施設側が事前了承した場合はE-mail使用可)の上搬入すること	工場2トン
		可燃物(プラスチック)	搬入禁止 処理業者の問合せ先 福岡県産業資源循環協会 Tel 651-0171	
		金属、ガラス、陶磁器、汚泥等の産業廃棄物	その他 福岡市産業廃棄物指導課 Tel 711-4303	
おもつ(上記医療機関等から排出されたものを除く)			可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場2トン
乾電池・リチウム一次電池		コイン型リチウム一次電池は絶縁処理を行うこと	ボタン型電池、充電式電池・蓄電池は搬入禁止	埋立場100kg かつ0.05m ³
犬・猫等動物の死体		搬入可能施設は東部工場のみ ※収集運搬を希望する場合 もしくは東部工場休場の場合は 下記へ連絡 井ノ口商会(Tel 671-3895)	畜産農業から排出される獣畜、鶏等の死体は搬入不可 可燃性の箱または袋等に入れて搬入すること ただし、大型(1m以上)の場合及び複数搬入の場合は、東部工場(Tel 691-2999)と事前協議をすること	東部工場のみ
自転車、リヤカー、一輪車(乗用・荷運搬用)のタイヤ		普通車等の車両用・原動機付き自転車・二輪車のタイヤ、農耕用車両、重機などのタイヤは搬入禁止(別表第4参照) ※自転車・一輪車及びリヤカー本体は「F金属くず類」参照	(金属製ホイールのついたもの) 事業者による搬入は不可	资源化センター 300kg
			(タイヤのみのもの) 金属製バルブ等は除去し资源化センターへ搬入すること	工場50kg
浴槽(ガラス繊維(グラスファイバー)、FRP製)	人造大理石浴槽 人工大理石浴槽	2m以下×1.5m以下かつ2m ³ 以下 ※浴槽(木製)は「A木・竹くず類」参照 ※浴槽(ホーロー・ステンレス製)は「J金属及びガラス複合物」参照		埋立場1トン かつ1m ³
活性炭			可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場 4トン
使い捨てカイロ、かん付けカップ酒の容器(使用済みのもの)			未使用のものは搬入禁止	埋立場10kg かつ0.03m ³

搬入禁止物

1 搬入禁止物

区分	細区分	処理方法等	紹介、問い合わせ等
紙類	リサイクル可能な紙	古紙回収業者へ依頼する 福岡市リサイクルへ搬入する	福岡市事業系ごみ資源化情報発信 サイト (https://jigyogomi- recycle.city.fukuoka.lg.jp/)
特別管理産業廃棄物の全項目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第5項に規定する産業廃棄物 ※「3 特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物一覧」を参照		【産業廃棄物処理業者の紹介】 (公社)福岡県産業資源循環協会 (092-651-0171) 【特別管理産業廃棄物に関する問い合わせ】 産業廃棄物指導課 (092-711-4303)
特別管理一般廃棄物の全項目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第3項に規定する一般廃棄物 ※「3 特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物一覧」を参照		【特別管理一般廃棄物に関する問い合わせ】 計画課 (092-711-4308)
爆発物 自然発火物	爆発物 (液化石油ガス、プロパン、ブタン、アセチレン、ガソリン、灯油等及びその圧力容器、ボンベ等)	販売店引取り	
	自然発火物 (マッチ、花火、発煙筒等)	自己処理	
毒物・劇物 農薬・殺虫剤	毒物、劇物	自己処理（法規定）	
	農薬、殺虫剤(白蟻駆除剤等)	完全使用	
シナー 接着剤	剥離剤、業務用接着剤(液状・ペースト状)、コーキング材(液状・ペースト状)など	完全使用	
アスベスト含有物			【家庭から排出された電気火鉢、ガス火鉢】 ごみ減量推進課 (092-711-4039) 【その他家庭から排出されたアスベスト含有物】 各メーカーに問い合わせまたは経済産業省のホームページを確認 【事業所から排出されたもの】 産業廃棄物指導課 (092-711-4303)
塗料	インク トナー(リサイクル可能なもの)	販売店、メーカー引取り	

※細区分欄の具体的名称は例示

区分	細区分	処理方法等	紹介、問い合わせ等
ボタン型電池・小型充電式電池	<p>【ボタン型電池】 酸化銀電池 アルカリマンガン電池 空気亜鉛電池</p> <p>【小型充電式電池】 ニカド電池(円筒型/ボタン型/コイン型/角型/電池パック) 小型ニッケル鉛電池(角型/電池パック) ニッケル水素電池(円筒型/角型/電池パック) リチウムイオン電池(円筒型/角型/ボタン型/電池パック) ※電池パックは樹脂ケースに収めたもの</p>	<p>販売店引取り</p> <p>家庭から排出されたニカド電池(ボタン型、コイン型を除く)、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池については区役所等の資源物回収ボックスを利用</p>	<p>【家庭から排出されたもの】 ごみ減量推進課 (092-711-4039)</p> <p>【事業所から排出されたもの】 産業廃棄物指導課 (092-711-4303)</p>
バッテリー(蓄電池)		販売店、メーカー引取り	
原動機付自転車・自動車解体部品及び交換部品	バンパー、電装品、窓ガラス、ワイパー、ハンドル 以外の解体部品及び交換部品	販売店、中古販売店引取り	(公社)自動車リサイクル促進センター (050-3000-0727)
廃ゴムタイヤ(原動機付自転車のもの)		販売店引取り ガリソンストア引取り	
原動機を用いる車椅子	電動車椅子(電動シリンダー)	販売店引取り	
塩		自己処理	
家電リサイクル法対象品目	<p>特定家庭用機器再商品化法第2条第4項及び特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に規定する以下の機械器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアコン ・ブラウン管式テレビ ・液晶式テレビ ・プラズマ式テレビ ・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気洗濯機 ・衣類乾燥機 <p>※詳細は「4 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の対象機器」の例を参照</p> <p>※対象機器は分解すること自体、禁止</p>		<p>①買い換える時に引き取ってもらう</p> <p>②購入した小売店に連絡して引き取ってもらう</p> <p>【①②に該当しない場合は以下の通り】</p> <p>③(株)ヤマダデンキ各店舗で引き取りを相談する。</p> <p>④市と協定を締結した事業者へ回収を依頼する。 リネットジャパンリサイクル(株)及びSGムービング(株) (0570-056-006)に問い合わせる ※両社連携による回収サービス</p> <p>⑤郵便局でリサイクル料金を振り込み、指定引取所へ自己搬入する (一財)家電リサイクル券センター (https://www.rkc.aeha.or.jp/)</p> <p>※小呂島・玄界島で①②に該当しない場合小呂島は福岡市漁業協同組合小呂島支所(092-809-1560)玄界島は(株)協和産業(092-631-3910)に問い合わせる</p>

※細区分欄の具体的な名称は例示

区分	細区分	処理方法等	紹介、問い合わせ等
パソコン	デスクトップパソコン本体 ノートブックパソコン 液晶ディスプレイ 液晶ディスプレイ一体型パソコン CRTディスプレイ CRTディスプレイ一体型パソコン		各パソコンメーカーに依頼する または、 【家庭から排出されたもの】 (一社)パソコン3R推進協会 (03-5282-7685) に問い合わせる リネットジャパンサイクル(株)の回収を利用する(http://www.renet.jp) (インターネット申込みのみ) 【事業所からの排出でメーカー不明】 (公社)福岡県産業資源循環協会に問い合わせる (092-651-0171)
磚子 (一辺の最大長さが50cmを超えるもの)			【産業廃棄物処理業者の紹介】 (事業活動に伴い生じたもの) (公社)福岡県産業資源循環協会 (092-651-0171)
トランス・安定器 (一辺の最大長さが20cmを超えるもの)			【産業廃棄物に関する問い合わせ】 産業廃棄物指導課 (092-711-4303)
太陽光発電パネル			【家庭で取り外したもの】 ごみ減量推進課 (092-711-4039) 【事業者が取り外したもの】 福岡県産業資源循環協会 (092-651-0171)
生木・剪定樹木・枯れ木(亜熱帯植物、キョウチクトウを除く)			民間のせん定枝等再資源化施設を利用すること ※せん定枝等再資源化施設については別紙資料参照

※細区分欄の具体的名称は例示

区分	細区分	処理方法等	紹介、問い合わせ等
その他（１）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温水器、熱交換器、貯湯槽、業務用ボイラー ・ ワイヤー付き漁網 ・ 業務用印刷機 ・ 業務用シシ ・ 大型（長辺寸法が50cmを超えるもの）のモーター、ポンプ、コンプレッサー ・ トラクター、コンバイン等の大型農機具 ・ 空薬きょう ・ 圧力容器及びボンベ ・ 薬品類 ・ ボウリングの球 ・ 使い捨てカイロ ※未使用のもの ・ かん付けカッブ酒 ※未使用、未開封のもの ・ セメント、石灰、漆喰、じゅらく等の建材（粉末状のもの） ・ カラオケ ・ 感知器（イオン化式のもの） ・ 無限軌道（キャタピラ） ・ 高圧碍子 ・ コンデンサー ・ コンベアベルト 	<p>※家庭から排出される薬（錠剤、粉薬）は工場を受入</p> <p>※家庭から排出されるボウリングの球は5個まで埋立場で受入</p> <p>※以下は埋立場で受入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済の使い捨てカイロ ・ 使用済のかん付カッブ酒 	<p>【産業廃棄物処理業者の紹介】 （事業活動に伴い生じたもの） （公社）福岡県産業資源循環協会 （092-651-0171）</p> <p>【産業廃棄物に関する問い合わせ】 産業廃棄物指導課 （092-711-4303）</p> <p>【一般廃棄物に関する問い合わせ】 計画課 （092-711-4308）</p>
その他（２）	農業用ビニールハウスパイプ		再資源回収業者へ持込み
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設廃鋼材 ・ アスファルトコンクリート（アスファルト乳剤含む） 		
	・ 市の処理施設を損なう恐れのあるもの		一般廃棄物は計画課（092-711-4308）に連絡 産業廃棄物は産業廃棄物指導課（092-711-4303）に連絡

※細区分欄の具体的な名称は例示

2 条例第18条第1項に規定する
市長が適正処理困難物として指定したもの

平成9年10月30日 告示第236号
指定年月日 平成9年12月1日

指定品目	処理方法等	紹介、問い合わせ等
廃自動車	販売店引取り	○(一社)日本自動車販売協会連合会 (03-5733-3110) ○(一社)全国軽自動車協会連合会 (03-5472-7861) ○日本自動車輸入組合 (03-5765-6811) ○(一社)日本中古自動車販売協会連合会 (03-5333-5881) 自動二輪車・原動機付自転車に ついては、 (公財)自動車リサイクル促進センター(050-3000- 0727)で指定引取窓口や廃棄二輪車取扱店 を紹介
廃原動機付自転車	販売店引取り	○(一社)日本中古自動車販売協会連合会 (03-5333-5881) 自動二輪車・原動機付自転車に ついては、 (公財)自動車リサイクル促進センター(050-3000- 0727)で指定引取窓口や廃棄二輪車取扱店 を紹介
廃ゴムタイヤ (自動車用のものに限る)	販売店引取り がリサイクル引取り	(協組)九州リサイクル協会の (092-503-0002)
廃LPガスボンベ	販売店引取り LPガス協会福岡支部の会員 による引取り	(一社)LPガス協会福岡支部 (092-476-3838)
廃ピアノ	ピアノ専門運送業者 販売店 中古販売店	
廃バッテリー (自動車用のもの及び原動機付自転車用のものに限る)	販売店に回収依頼か、(一社)SBRAに登録し、回収を依頼	(一社)電池工業会 (03-3434-0261) (一社)SBRA (03-5425-2080)
廃消火器	メーカー等及び販売代理店引取り	「指定引取場所」(メーカー営業所、廃棄物処理業者等)、「特定窓口」(販売代理店等) 一覧表は(株)消火器リサイクル推進センターホームページの「リサイクル窓口検索」に掲載 (https://www.ferpc.jp/) (株)消火器リサイクル推進センターコールセンター (03-5829-6773) ゆうパック利用は、専用コールセンター (0120-822-306)を紹介

3 特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物一覧

区分	主な分類	概要
（特別管理産業廃棄物 処理法第2条第5項）	廃油	ガソリン等の揮発油類、灯油類、軽油類
	廃酸	pH 2.0 以下のもの
	廃アルカリ	pH 12.5 以上のもの
	感染性産業廃棄物	病院、診療所等から生ずる産業廃棄物であって、感染性病原体が付着している、またはその恐れがある注射針、金属等 例：血液が付着したもの
	特定有害産業廃棄物	
	① 廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	② PCB汚染物	PCBが染み込んだ、または付着した汚泥、紙くず、木くず、プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類等
	③ PCB処理物	廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの
	④ 廃水銀等	水銀若しくはその化合物が含まれる産業廃棄物または水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	⑤ 指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥
	⑥ 鉱さい	・ 特定の施設において生じた廃水銀等 ・ 重金属等（水銀、カドミウム、鉛、六価クロム等）、砒素、ダイオキシン類等を一定濃度を超過して含むもの
	⑦ 廃石綿等（アスベスト）	石綿建材除去事業に係るものまたは大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
	⑧ 特定施設から排出される燃え殻	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含むもの
	⑨ 特定施設から排出されるばいじん	重金属等、1、4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含むもの
⑩ 特定施設から排出される廃油	有機塩素化合物等、1、4-ジオキサンを含むもの	
⑪ 特定施設から排出される汚泥、廃酸、廃アルカリ	重金属等、PCB、有機塩素化合物、農薬等、1、4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含むもの	
	輸入廃棄物(ばいじん、燃え殻、汚泥)	
（特別管理一般廃棄物 処理法第2条第3項）	PCB使用部品	廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品
	廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
	ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
	ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉（焼却能力50kg/hまたは火床面積0.5㎡以上）から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/gを超過して含有するもの
	感染性一般廃棄物	病院、診療所等から生ずる一般廃棄物であって、感染性病原体が付着している、またはその恐れがあるもの 例：血液が付着したもの

※上記の廃棄物を処分するために処理したのも特別管理産業廃棄物の対象となる

4 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象機器

エアコン		エアコン機器として独立しているもの。出力・大きさによる区別はありません	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機が1個で、室内機が複数あるもの（マルチウ） ・暖房部分がガス・石油等であっても冷房機能を有しているもの * 機器として建物と独立するものは全て対象となります 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・欄間など家屋の一部を送風口とするなど建物と一体となっているもの ・壁掛け・床置きではなく、天井設置形のもの ・冷風機のような熱交換による冷房機能を有しないもの ・ビル空調システム
ブラウン管式テレビ		ブラウン管の形状（横型など）による区別はありません	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ビデオ一体型テレビ ・携帯用小型ブラウン管テレビ ・ブラウン管使用のハイビジョン対応テレビ 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・画面を伴わない受信機（レコーダー）
液晶式テレビ		液晶の形状（横型など）による区別はありません	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・電源として一次電池または蓄電池を使用しないもの（限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く） ・HDD・DVD内蔵液晶テレビ ・液晶ディスプレイモニター（チューナー付き） ・ワイヤレスリモコン（電池を除く） ・着脱式付属専用スピーカー ・外付のコインボックスを取り外したテレビ本体 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯可能な液晶テレビ（車載用を含む）（電源として一次電池または蓄電池を使用するもの） ・テレビ受信機能付き携帯電話、カーナビ、PDA ・浴室やキッチンに備え付けられたテレビ ・液晶リアプロジェクションテレビ ・液晶ディスプレイモニター（チューナー無し） ・パソコン用液晶ディスプレイモニター（チューナー付きを含む）（※改正資源有効利用促進法（パソコンリサイクル法）の対象） ・病院・旅館等で使用のコインボックス内蔵型テレビ
プラズマ式テレビ		プラズマの形状（横型など）による区別はありません	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・HDD・DVD内蔵プラズマテレビ ・プラズマディスプレイモニター（チューナー付き） ・ワイヤレスリモコン（電池を除く） ・着脱式付属専用スピーカー ・外付のコインボックスを取り外したテレビ本体 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・プラズマディスプレイモニター（チューナー無し） ・パソコン用プラズマディスプレイモニター（チューナー付きを含む）（※改正資源有効利用促進法（パソコンリサイクル法）の対象） ・病院・旅館等で使用のコインボックス内蔵型テレビ ・プロジェクター方式のテレビ
電気冷蔵庫・電気冷凍庫		容量などによる区別はありません	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・冷凍冷蔵庫（冷凍庫部分が分離していない） ・冷凍庫であっても、温度設定により冷蔵庫としても使用できるもの ・ワイン貯蔵用などで個人使用向けに製造・販売されているもの 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・厳密な温度設定機能があるもの ・保冷車や保冷倉庫など機器と言えないもの ・冷蔵されているものが外から確認できる商品陳列ディスプレイ用機器
電気洗濯機		全自動・二槽式いずれも対象です容量などによる区別はありません	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥機能を有するものを含む 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・コインランドリー用の洗濯機 ・連結器具により接続されている乾燥機 ・ドライクリーニング用機器
衣類乾燥機		容量などによる区別はありません	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス衣類乾燥機 ・電気衣類乾燥機（ドラム式） ・外付のコインボックスを取り外した衣類乾燥機本体 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・衣類乾燥機能付き布団乾燥機 ・衣類乾燥機能付き換気扇 ・衣類乾燥機能付き除湿器 ・衣類乾燥機能付きハンガー ・衣類乾燥機能付きハンガー掛け ・コインランドリー等で使用のコインボックス内蔵型衣類乾燥機

（用語の説明）

引取義務のある機器

小売業者自らが過去に小売販売した特定家庭用機器の引取を求められた時及び対象機器の販売に際し、同種の特定家庭用機器の引取を求められた時はそれを引取り、製造業者等に引渡さなければならない
これを引取義務のある機器という

引取義務のない機器

上記以外の特定家庭用機器をいう

※対象及び対象外欄の具体的名称は例示

別表第5（第7条関連）

勧告回数	内 容
1 回目	改善及び必要な措置を講ずべき旨の勧告
2 回目	7 日間の受入拒否処分
期間を定めた受入拒否処分を受けた者が更に勧告を受けたとき	勧告を受ける都度、14 日間の受入拒否処分
<p>備考 この表において「勧告回数」とは、当該勧告の対象となった不適物搬入日を起算日とする過去6ヶ月以内に受けていた、当該勧告も含めた勧告回数または期間を定めた受入拒否処分をいう</p>	

適正搬入勧告書

環管 第 号

年 月 日

住 所

氏 名 様

福岡市長 印

あなたは、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 第22条第1項 第26条第1項 の規定に違反して廃棄物を処理施設へ搬入されましたので以後違反しないよう勧告いたします。

なお、以後このような違反行為があった場合は条例に基づき受入拒否の処分が科せられることがあります。

勧告となる事実

1 日時	年 月 日 時 分頃
2 処理施設名	
3 違反項目	
4 搬入車両番号	
5 搬入者氏名	
6 指導事項	

弁明の機会の付与の通知書

環管 第 号

年 月 日

住 所

氏 名 様

福岡市長 印

あなたに対して、次のとおり不利益処分をしようとするに当たり、「福岡市廃棄物受入基準及び期間を定めた受入拒否処分等に関する要綱」の規定により意見陳述のための手続として弁明の機会を付与しますので、弁明書を提出されるよう通知します。

弁明の機会の付与の件名	
予定される不利益処分の内容	
予定される不利益処分の根拠法令及び条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出期限	年 月 日 時 分
(連絡・照会先) 弁明書の提出先	(名 称) 福岡市環境局施設部管理課 (所在地) 福岡市中央区天神一丁目8-1 (TEL) 092-711-4316

- 備考
- 1 弁明の機会の付与とは、あなたに、どのような事実を根拠として不利益処分をしようとするのかを示し、それに対して書面による意見陳述及び証拠書類等の提出の機会を与えるものです。
 - 2 あなたは、代理人に弁明させようとする場合は、あらかじめ、環境局施設部管理課(不利益処分の所管課)に「代理人選任届出(兼資格証明)書」を提出してください。
 - 3 あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく弁明書の提出期限までに何ら応答しない場合は、弁明の機会を放棄したものとみなします。

代理人選任届出(兼資格証明)書

年 月 日

(あて先)
福岡市長

住所

氏名

年 月 日付け環管第 号により通知を受けた弃明の機会の付与について、次の者を代理人に選任したので届けます。

弃明の機会の付与の件名	
代理人の住所	
代理人の氏名	
代理権の範囲	

弁 明 書

年 月 日

(あて先)
福岡市長

住所

氏名

年 月 日 環管第 号により通知を受けた弁明の機会について、次のとおり弁明書を提出します。

弁明の機会の付与の件名	
当該弁明の機会の付与に係る不利益処分の原因となる事実	
当該弁明の機会の付与に係る事案に対する意見	

備考 意見の根拠となる証拠書類または証拠物があれば添付してください。

受入拒否処分通知書

環管 第 号

年 月 日

住所

氏名

様

福岡市長

印

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

第22条第2項
第26条第2項

の規定に基づき、次の者が搬入

する廃棄物の受入を拒否するので、次のとおり通知します。

受入拒否対象者	住 所	
	氏 名	
受入を拒否する理由		
受入拒否期間	受入拒否処分通知書の受領日の翌日から 日間	

せん定枝、木くず等の再資源化施設

事業者名	所在地 問い合わせ先	受入時間 及び休業日	受入品目	処理能力	備考
中山リサイクル産業(株)	東区箱崎ふ頭4丁目13-1 TEL 292-8488	8:00~18:00 (休業日) 日曜・正月・盆	木くず(根株、伐採木、せん定樹木、竹、木製家具類を含む)、草	40.41t/日	祝日は17:00まで。大型連休はHPにて確認。
木材開発(株)	東区東浜2丁目85-25 TEL 292-6470	8:00~18:00 (休業日) 日曜・正月・盆・GW	木くず(根株、伐採木、せん定樹木、竹、木製家具類を含む)	39t/日	祝日については電話で問い合わせ
(有)南部グリーンサービス	南区柏原685 TEL 566-1328	8:00~17:30 (休業日) 日曜・正月・盆・GW	せん定樹木	4.56t/日	祝日については電話で問い合わせ
(株)梶原組	早良区小笠木字中原736 TEL 801-0045	8:00~17:00 (休業日) 日曜・祝日・土曜(不定期)・正月・盆・GW等	刈草、せん定樹木	4.48t/日	HP上で2か月分のスケジュールを掲載。
早良西造園協同組合	西区羽根戸字池の下786-1 TEL 811-8231	7:30~17:30 (休業日) 日曜・正月・盆・GW	せん定樹木	4.56t/日	

※搬入日や量、処分単価については直接事業者にお問い合わせのこと。